

# ベトナムにおける 外国企業の国内取引関与

水野コンサルタンシーグループ

代表 水野真澄

Mizuno Consulting Vietnam Co., Ltd.

執行役員 安藤崇

## No. 6



# 1. 一般定義

国内販売に際して、外国企業の関与を認めるか否かに付いては、国によって方針が異なる。

## 2. 中国

中国内で売買行為を行う場合は、中国内での卸売り流通権が必要。

外国企業は、これが取得できないため、外国企業の中国内取引関与は原則不可。但し、以下の例外あり。

### ① 保税区域を活用した場合（保税区域游）

中国企業が保税区域（保税物流園区・保税物流中心B型など）に搬入し、

一旦、外国企業が所有権を得た上で、再度搬出する事で、外国企業が売買に関与する方法。

### ② 転廠（深加工結転）

転廠とは、加工貿易企業間の国内貨物移送。

中国内で加工貿易に関する一次加工、二次加工が行われる場合、

税関手続き上は、契約に基づき輸出入通関（製品輸出・原材料輸入）をした上で、貨物を国内で移送する取引。

## 2. ベトナム

外国企業のベトナム内売買関与が、以下の通り認められている。

- **オンザスポットエクスポート・インポート**

ベトナム内で貨物が受け渡しされる取引の間に、外国企業が売買当事者として関与する事は、看做し輸出入取引（オンザスポットエクスポート・インポート）として認められている

（政令・第08/2015/ND-CP号・第35条1項）。

看做し輸出入取引とは、物流はベトナム国内のみ（ベトナム国内企業から他のベトナム国内企業への納入）だが、商流として、一旦、ベトナム国内企業からベトナム国外の外国企業に売却し、再度、他のベトナム国内企業に売却される売買形態。

## ● 上記に関する課税（外国契約者税）

上記の通りの取引を行った場合、外国企業が、ベトナム国内でのサービス提供を通じて収益を得る活動をしたと見なされる。

この結果、ベトナム企業から、日本企業に対して対外送金される際に、「外国契約者税」が課税される（財務省通達・第103/2014/TT-BTC号）。

外国契約者税は、法人税と付加価値税（VAT）などから構成されており、提供されるサービス内容に応じて税率が定められている。

看做し輸出入取引から得る対価に対しては、法人税1%が課税（付加価値税は非課税）。

⇒ ベトナム国内企業は、貨物代金の対外決済時に、外国契約者税を源泉徴収して申告納付する。

## ベトナムビジネスコンサルティングサービスのご案内

Mizuno Consulting Vietnam Company Limitedでは、中国コンサルティングサービスと同様の総合基本サービスパッケージをご提供し、企業再編、会計・税務等、ベトナムビジネス上の諸問題を、法規・実務の両面から対応・解決いたします。

中国・ベトナムでビジネス展開をされている日系企業の皆さまへ、組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等、ますます高度化・複雑化する諸問題に対し、日本、中国本土、香港、ベトナムの6都市・8拠点一体となって、安心のトータルソリューションを提供いたします。

MIZUNO CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED  
(水野コンサルティングベトナム)

31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang Street,  
Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel/Fax : (84) 28-3910-1822

お問い合わせ : [infovn@mizuno-ch.com](mailto:infovn@mizuno-ch.com) (担当・水嶋)

Tel:(852)2522-0078



## ● 基本パッケージ（登録可能人数 2名）

基本総合パッケージは、ベトナムでのビジネスコンサルティング（組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等）、および労務コンサルティングに対応するパッケージです。

### <サービス内容>

#### ① Q&Aサービス

ベトナムビジネスに関する一般的な（個別調査・作業を必要としない）ご質問を、E-mailにて回数無制限でお受け致します。必要に応じて弊社顧問弁護士の意見を確認した上で、日本語でご質問にお答えいたします。

#### ② 情報配信サービス

ベトナムビジネス制度に関する情報、及びそれらの解説に関するレポートを、随時、配信いたします。

#### ③ 面談サービス

月1時間の無料面談をお受け致します。※弊社ホーチミンオフィスでの面談です。

### <料金>

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| ベトナムビジネスコンサルティング会員様料金 | 月額USD250 |
| 中国コンサルティング既存会員様向け特別料金 | 月額USD150 |

コンサルティング会員様にはスポット案件についても、サポートさせていただきます。  
会員様の多様なニーズにお応えできるよう、日々サービス向上に努めておりますので、  
ベトナムビジネスに関する事であれば、何なりとお気軽にご相談下さい。  
事前にお見積額を提示し、ご同意いただいた場合のみ、作業開始いたします。

**例）ベトナム拠点開設サポート、組織再編サポート、税務申告代行、記帳代行、法務サービス、その他**